

第5節 卸コンテナリスト提出手続

本船から船卸ししたコンテナ又は到着即時輸入申告扱いで本船から船卸しするコンテナの卸コンテナリストについて、システムを使用して税関に提出する場合は、この節の定めるところによる。

なお、船舶代理店又はCYが卸コンテナリストを税関に提出する場合は、通関業法の規定による通関業の許可を受けている必要がある。

1 卸コンテナリストの登録

(1) 卸コンテナリストの事項の登録

卸コンテナリストの提出者は、「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（業務コード：DCL02）を実施する前に、「卸コンテナ情報登録（事項登録）」業務（業務コード：DCL01）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、卸コンテナリストの事項を登録する。

1回の業務で入力可能なコンテナ件数は、最大1,500件までとなっているため、1,500件を超える場合は、複数回に分けて本業務を行う。

[1] 卸コンテナリスト提出番号（「卸コンテナリスト提出番号」欄）

新規登録の場合は、入力不可。

[2] 船舶コード（「船舶*」欄）

船舶の信号符字（コールサイン）を必須入力する。

[3] 船卸港コード（「船卸港*」欄左）

船卸港の国連LOCODE（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[4] 船卸港枝番（「船卸港*」欄右）

同一航海で同一の港に複数回寄港する場合は、船卸港枝番を入力する。

なお、寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないように留意すること。

[5] 船会社コード（「船会社*」欄）

船会社コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[6] コンテナオペレーション会社コード（「CY*」欄）

CY扱いの場合は、コンテナオペレーション会社の利用者コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

CY扱いでない場合及びコンテナオペレーション会社がシステム不参加の場合は「99999」を入力する。

[7] バースコード（「バース」欄）

「船卸確認登録（個別）」業務（業務コード：PKK）又は「船卸確認登録（一括）」業務（業務コード：PKI）を実施後に本業務を実施する場合であって、バースに船卸しされた場合は、バースコード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[8] コンテナ管理者コード（「コンテナ管理者」欄左）

コンテナ管理者を船会社コード（「業務コード集」参照）又は輸出入者コードで入力する。

コンテナ管理者のコードがシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[9] コンテナ管理者名称（「コンテナ管理者」欄右）

「コンテナ管理者」欄左に入力したコンテナ管理者コードに対する名称がシステムに登録されていない場合（「9999」を入力した場合を含む。）は、コンテナ管理者名を必須入力する。

[10] コンテナ管理者住所（「住所」欄）

「コンテナ管理者」欄左に入力したコンテナ管理者コードに対する住所がシステムに登録されていない場合（「9999」を入力した場合を含む。）は、コンテナ管理者住所を必須入力する。

※ [11] の項目は、最大 1,500 欄まで繰り返し入力することができる。

[11] コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

該当するコンテナ番号を必須入力する。

(2) 積荷目録情報を利用した卸コンテナリストの事項登録

積荷目録情報が登録されている場合には、「卸コンテナ事項呼出し」業務（業務コード：DCL111）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録された積荷目録情報の内容が「卸コンテナ事項呼出情報」（出力情報コード：SAS0261）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、前記(1)（卸コンテナリストの事項の登録）に準じて必要とする事項を上書き入力し送信することにより卸コンテナリストの事項の登録をすることができる。

[1] 卸コンテナリスト提出番号（「卸コンテナリスト提出番号」欄）
入力不可。

[2] 船舶コード（「船舶」欄）
積荷目録情報に登録されている船舶コードを必須入力する。

[3] 船卸港コード（「船卸港」欄左）
積荷目録情報に登録されている船卸港コードを必須入力する。

[4] 船卸港枝番（「船卸港」欄右）
同一航海で同一の港に複数回寄港する場合は、積荷目録情報に登録されている船卸港枝番を入力する。
なお、寄港回数に対応する枝番と異なる枝番を入力することがないように留意すること。

[5] 船会社コード（「船会社」欄）
船会社コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

[6] コンテナオペレーション会社コード（「CY」欄）
CY扱いの場合は、コンテナオペレーション会社の利用者コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。
CY扱いでない場合及びコンテナオペレーション会社がシステム不参加の場合は、「99999」を入力する。

(3) 卸コンテナリストの事項登録内容の訂正

前記(1)（卸コンテナリストの事項の登録）又は(2)（積荷目録情報を利用した卸コンテナリストの事項登録）により、システムに登録した卸コンテナリストの事項内容を卸コンテナリスト提

出前に訂正する場合は、「卸コンテナ事項呼出し」業務（業務コード：DCL11）を利用して、「卸コンテナリスト提出番号」欄に卸コンテナリスト提出番号を入力し送信することにより、事項登録の内容が「卸コンテナ事項呼出情報」（出力情報コード：SAS0261）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(4) 出力情報

前記(1)（卸コンテナリストの事項の登録）から(3)（卸コンテナリストの事項登録内容の訂正）により卸コンテナリストの事項がシステムに登録された場合は、登録者に「卸コンテナ情報登録入力控情報」（出力情報コード：SAS0251）が配信される。

2 卸コンテナリストの提出

(1) 卸コンテナリストの提出方法

卸コンテナリストについてシステムを使用して提出する場合は、「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（業務コード：DCL02）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 卸コンテナリスト提出番号（「卸コンテナリスト提出番号*」欄）

卸コンテナリスト提出番号を必須入力する。

[2] 起動種別（「起動種別*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
到着時起動	U
到着即時における手動起動	T
リスト通関における手動起動	L

[3] 時間外執務要請識別（「時間外執務要請識別」欄）

次のいずれかの場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

① 「起動種別*」欄に「U」（到着時起動）を入力した場合で、「到着確認登録」業務（業務コード：PID）を税関の開庁時間外に行う場合。

なお、最初に到来する午前8時30分（行政機関の休日を除く。）以降にシステムが卸コンテナリストの提出を自動起動する場合は、入力を要しない。

② 「起動種別*」欄に「T」（到着即時における手動起動）又は「L」（リスト通関における手動起動）を入力した場合で、税関の開庁時間外に本業務を実施する場合。

区 分	コード
時間外執務要請届が届出済み	A
時間外執務要請届の提出を併せて行う （1回の業務で複数のコンテナ管理者分の入力を行う場合は、複数届出となる。）	B

(2) 出力情報

前記(1)（卸コンテナリストの提出方法）により卸コンテナリストの提出を行った場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
卸コンテナリスト提出情報	S A S 0 2 2 1	なし。	税関 (保税担当部門)
		提出者と当該C Yが異なる場合。	C Y
		コンテナ管理者がシステム参加船会社の場合。	船会社
卸コンテナ輸入許可通知情報	S A S 0 2 1 1	なし。	提出者
時間外執務要請確認情報	C A B 0 0 3 0	開庁時間外の事務の執行を求める届出を併せて行う場合。	税関 (保税担当部門)
エラー通知情報 (卸コンテナ情報)	S A S 0 2 3 0	卸コンテナ情報にシステムに登録されないコンテナがある等の入力条件に合致しないコンテナが存在する場合。	提出者

(3) 「エラー通知情報 (卸コンテナ情報)」が出力された場合の処理

「エラー通知情報 (卸コンテナ情報)」(出力情報コード：S A S 0 2 3 0) が出力された場合は、出力されたコンテナ番号に係る処理結果コード及び登録内容を確認し、前記1 (卸コンテナリストの登録) 及び2 (卸コンテナリストの提出方法) により、エラーとなったコンテナについて再度卸コンテナリストの登録を行う。

(4) コンテナ不一致情報

本業務により卸コンテナリストを提出し、輸入許可となったコンテナが、船卸確認業務が実施される前に「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務後)」業務 (業務コード：C M F 0 2) によりコンテナ番号が削除された場合は、税関 (保税担当部門)、卸コンテナリスト提出者及びコンテナオペレーション会社 (卸コンテナリスト提出者と異なる場合に限る。) に「コンテナ不一致情報」(出力情報コード：S A S 0 1 5 1) がそれぞれ配信される。

3 卸コンテナリストの訂正又は取消し

(1) 訂正又は取消しの方法

卸コンテナリストの提出後に、その内容を訂正し又は取り消す場合は、あらかじめ税関 (保税担当部門) に申し出た上で、「卸コンテナ情報変更」業務 (業務コード：D C X) を利用して、次の事項を入力し送信する。

また、本業務により訂正又は取消しができない場合は、「N A C C S 登録情報変更申出」に卸コンテナリスト提出番号、コンテナ番号及び事由等、必要事項を記入の上、税関 (保税担当部門) に提出する。

「N A C C S 登録情報変更申出」の提出については、税関手続関連 (共通編) -共通手続- 第2章第2節 (汎用申請関係手続) に定める「汎用申請」業務 (業務コード：H Y S) により提出することもできる。

なお、本業務は卸コンテナリストを訂正するのみの業務であることから、貨物情報又はコンテナ情報を訂正する場合は、船卸前であれば「積荷目録情報訂正 (積荷目録提出業務前)」業務 (業

務コード：CMF01)又は「積荷目録情報訂正(積荷目録提出業務後)」業務(業務コード：CMF02)を利用し、船卸後であれば「輸入貨物情報訂正」業務(業務コード：SAI)を利用して訂正する必要があるので留意すること。

[1] 卸コンテナリスト提出番号(「提出番号*」欄)

卸コンテナリスト提出番号を必須入力する。

※ 以下[2]から[9]までの項目は、最大20欄まで繰り返し入力することができる。

[2] 変更区分コード(「区分」欄)

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
コンテナ情報の訂正 コンテナ番号の変更	5
コンテナ番号の削除	1

[3] コンテナ番号(変更前)(「コンテナ番号(前)」欄)

コンテナ番号を変更する場合は、変更前のコンテナ番号を必須入力する。

コンテナ番号を削除する場合は、削除するコンテナ番号を必須入力する。

[4] コンテナ番号(変更後)(「コンテナ番号(後)」欄)

コンテナ番号を変更する場合は、変更後のコンテナ番号を必須入力する。

[5] 空/実入りコンテナ表示(「空/実」欄)

空か実入りかの別を訂正する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
空	4
実入り	5

[6] コンテナサイズコード(「サイズ」欄)

コンテナサイズコードを訂正する場合は、コンテナサイズのコード(「業務コード集」参照)を入力する。

[7] コンテナタイプコード(「タイプ」欄)

コンテナタイプコードを訂正する場合は、コンテナ形式(タイプ)のコード(「業務コード集」参照)を入力する。

[8] コンテナ条約適用識別(「条約識別」欄)

コンテナ条約適用識別を訂正する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条(国産コンテナ等の特例)に該当しない場合	1
コンテナ条約適用コンテナでコンテナ条約特例法第8条(国産コンテナ等の特例)に該当する場合	2

[9] 仮陸揚貨物収容表示(「仮陸」欄)

仮陸揚貨物収容の有無を変更する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
仮陸揚貨物が収容されている場合	Y

区 分	コード
仮陸揚貨物が収容されていない場合	N

(2) 出力情報

前記(1)（訂正又は取消しの方法）により、卸コンテナリストを訂正し又は取り消した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
卸コンテナリスト内容変更通知情報	SAS0291	一部のコンテナ番号が削除された場合。	登録者
卸コンテナリスト内容変更情報	SAS0311	次の条件を全て満たす場合。 ① 卸コンテナリストに保税地域コードが登録されている場合。 ② 登録者が当該保税地域の管理者でない場合。 ③ 変更前のコンテナが船卸しされている場合。	保税地域
		コンテナ管理者が船会社の場合。	船会社
		次の条件を全て満たす場合。 ① 登録者が訂正又は削除の対象となったコンテナの積荷目録情報登録者でない場合。 ② 変更前のコンテナが船卸しされていない場合。 ③ 訂正又は削除の対象となったコンテナの積荷目録情報登録者とコンテナ管理者が異なっている場合。	積荷目録情報登録者
卸コンテナリスト変更情報	SAS0301	なし。	税関 (保税担当部門)